

介護給付費過誤申立

1.介護給付費過誤申立とは

審査決定済みの介護報酬請求に誤りが確認された場合、訂正が必要となります。

⇒請求内容の取下げのため、**市への過誤申立**が必要です。

	同月過誤	通常過誤
処理方法	①市に過誤申立書提出 ② 同じ月 に国保連への再請求	①市に過誤申立書提出 ② 次の月 に国保連への再請求
申立期限	毎月5日頃	毎月17日頃
	※詳しいスケジュールは北上市ホームページに掲載	
給付調整	差額分のみの調整	過誤申立月は申立分のマイナス調整、 再請求月は請求額分のプラス調整

※過誤申立により、利用者負担の返金（又は追加請求）等の影響が生じるので注意が必要。場合によっては、対応が困難となることもある。

困難ケース①：本人死亡により、返金が困難となる

困難ケース②：支給済みの高額介護サービス費にも影響がある

2.介護給付費過誤申立件数の増加

昨年度より、大量の過誤申立をする事例が多発しています。利用者、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、保険者等、影響が多岐に及ぶケースもあることから、請求誤りを発生させないよう、十分に注意してください。

年度	H 29	H 30	R 1	R 2（～6月）
過誤申立件数（件）	637	416	1,296	1,129

大量過誤申立の主な事例

- ・報酬改定後も従前の区分のまま請求を続けた等の理由により、区分を誤った事業所が複数あった。多い事業所では、全利用者の約1年間分誤って請求を続けた。
- ・特定処遇改善加算を全利用者の5か月分請求していなかった。
- ・要件を満たしていない加算を、利用者1名について5年以上請求し続けていた。その間、事務担当変更があったが、適切な要件確認がなかった。



①介護報酬改定、事務担当変更の際は、必ず加算要件を確認すること

②大量の過誤申立が生じる場合は、速やかに長寿介護課に報告すること